

経営力向上計画 概要説明

令和7年3月19日

中小企業振興グループ 経営力向上班

<目次>

1. 経営力向上計画について

2. 中小企業経営強化税制について

【参考】

中小企業の経営資源の収益化に資する税制
(M&A税制) について

3. 令和7年度税制改正 (中小企業経営強化税制関係)

1-1. 中小企業・小規模事業者等の生産性向上を後押し

中小企業等経営強化法に基づく経営力向上計画の認定・支援措置

中小企業・小規模事業者等の生産性向上を図るために、平成28年7月より中小企業等経営強化法に基づいて、①国による**経営力向上計画**の認定を行い、②認定事業者を対象とした**税制・金融などの支援措置**を実施。

○経営力向上計画の認定を受けた場合のメリット

1. 税制優遇

- 生産性を高めるための設備を取得した場合に大きく2つの支援措置を受けることが可能。
- ・法人税の**即時償却又は取得価額の10%税額控除**が選択適用（中小企業経営強化税制）
（* 資本金3000万円超1億円以下の法人は7%の税額控除 * 個人事業主の場合には所得税）
 - ・事業承継等に係る登録免許税、不動産取得税の軽減
 - ・事業承継等に係る準備金の積立（損金算入）

2. 金融支援

日本政策金融公庫による低利融資、中小企業信用保険法の特例として信用保証枠の拡大、中小企業基盤整備機構による債務保証など。

<その他のメリット>

計画の認定を受けた事業者のうち各補助金等における基準を満たす場合は審査時に加点

※経営力向上計画は、人材育成、コスト管理等のマネジメントの向上や設備投資など、中小企業・小規模事業者等が経営力を向上するために策定する計画で、事業所管大臣が事業分野ごとに生産性向上の方法などを示した指針に則して策定するもの。
策定した計画は事業分野別の主務大臣に申請し、計画の認定を受けた事業者は税制・金融などの支援を受けられる。

1-2. 経営力向上計画の認定・支援措置活用の流れ

中小企業・小規模事業者や中堅企業は、自社の経営力を向上させるための取組（設備投資や人材育成等）を計画として策定し、担当省庁に申請のうえ認定を受けることで、税制・金融面を中心とした支援措置を活用し、経営力の強化を実現。

STEP 1

- 経営力向上計画を策定

中小企業者等

(中小企業・小規模事業者
中堅企業)

事業分野別指針に沿って
経営力向上計画を作成

経営革新等支援機関

例 商工会議所・商工会・中央会
地域金融機関、土業等の専門家 など

STEP 2

- 経営力向上計画の申請※1
- 担当省庁による認定

申請



国

(事業分野別の主務大臣)

認定

※1 提出先

事業分野に応じて提出先が定められているため、中小企業庁のHPに掲載の『**事業分野と提出先**』を要確認のこと。

<例>

製造業(一般)：各地方経済産業局
卸・小売(食料品・飲料)：各地方農政局

STEP 3

- 計画の実施
- 支援措置の活用※2

経営力の強化
を実現

※2 支援措置

- 生産性を高めるための設備を取得した場合、中小企業経営強化税制（即時償却等）により税制面から支援
- 計画に基づく事業に必要な資金を支援
- 認定事業者に対する補助金等における審査時の加点

<目次>

1. 経営力向上計画について

2. 中小企業経営強化税制について

【参考】

中小企業の経営資源の収益化に資する税制
(M&A税制) について

3. 令和7年度税制改正 (中小企業経営強化税制関係)

中小企業経営強化税制

青色申告書を提出する①中小企業者等が、②指定期間内に、中小企業等経営強化法の認定を受けた経営力向上計画に基づき③一定の設備を新規取得等して④指定事業の用に供した場合、即時償却又は取得価額の10%（資本金3000万円超1億円以下の法人は7%）の税額控除を選択適用することができます。

①中小企業者等

本税制を活用するには、①②両方の要件を満たす必要あり

①「特定事業者等」 (中小企業等経営強化法)

- ・常時使用する従業員数が2,000人以下の法人または個人
- ・協同組合等※

➡ 経営力向上計画の認定要件

②「中小企業者等」 (租税特別措置法)

- ・資本金又は出資金の額が1億円以下の法人
- ・資本又は出資を有しない法人のうち常時使用する従業員数が1,000人以下の法人または個人
- ・協同組合等※

ただし、大企業の子会社等に該当する場合は対象外となる等、対象は税制ごとに異なります。詳しくは、「中小企業税制パンフレット」をご確認ください。

※協同組合等に含まれる組合は、制度によって異なります。詳しくは、「中小企業税制パンフレット」をご確認ください。

② 指定期間

平成29年4月1日から令和7年3月31日までの期間

③ 一定の設備

類型	要件	確認者	対象設備	その他要件
生産性向上設備 (A類型)	生産性が旧モデル比平均1%以上向上する設備	工業会等	機械装置 (160万円以上)	<ul style="list-style-type: none"> ・生産性設備を構成するもの ※事務用器具備品・本店・寄宿舍に係る建物附属設備、福利厚生施設にかかるものは該当しません ・国内への投資であること ・中古資産・貸付資産でないこと等
収益力強化設備 (B類型)	投資利益率が年平均5%以上の投資計画に係る設備	本社所在地の 経済産業局	工具 (30万円以上) (A類型の場合、測定工具又は検査工具に限る)	
デジタル化設備 (C類型)	可視化、遠隔操作、自動制御化のいずれかに該当する設備		器具備品 (30万円以上)	
経営資源集約化設備 (D類型)	修正ROA又は有形固定資産回転率が一致割合以上の投資計画に係る設備		建物附属設備 (60万円以上) ソフトウェア (70万円以上) (A類型の場合、設備の稼働状況等に係る情報収集機能及び分析・指示機能を有するものに限る)	

※1 発電用の機械装置、建物附属設備については、発電量のうち、販売を行うことが見込まれる電気の量が占める割合が2分の1を超える発電設備等を除きます。また、発電設備等について税制措置を適用する場合は、経営力向上計画の認定申請時に報告書を提出する必要があります。

※2 医療保健業を行う事業者が取得又は製作をする器具備品（医療機器に限る）、建物附属設備を除きます。

※3 ソフトウェアについては、複製して販売するための原本、開発研究用のもの、サーバー用OSのうち一定のものなどは除きます。

※4 その管理のおおむね全部を他の者に委託する資産で、コインランドリー業又は暗号資産マイニング業（中小企業者等の主要な事業として行うものを除く。）の用に供するものを除きます。

④ 指定事業

製造業、卸売業、小売業、建設業、農業、林業、漁業、水産養殖業、鉱業、採石業、砂利採取業、道路貨物運送業、倉庫業、港湾運送業、ガス業、料理店業その他の飲食店業（一定の類型を除き（注4参照）、料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブ、その他これらに類する事業を除きます。）、一般旅客自動車運送業、海洋運輸業及び沿海運輸業、内航船舶貸渡業、旅行業、こん包業、郵便業、損害保険代理業、不動産業、情報通信業、駐車場業、物品賃貸業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、洗濯・理容・美容・浴場業、その他の生活関連サービス業、教育、学習支援業、医療、福祉業、協同組合（他に分類されないもの）、サービス業（他に分類されないもの）

（注1）中小企業投資促進税制の対象事業に該当する全ての事業が中小企業経営強化税制の指定事業となります。

（注2）電気業、水道業、鉄道業、航空運輸業、銀行業、娯楽業（映画業を除く）等は対象になりません。

（注3）風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業に該当するものを除きます。

（注4）料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブその他これらに類する飲食店業は、生活衛生同業組合の組合員が営むもののみが指定事業となります。

中小企業経営強化税制

以下、いずれかの要件を満たす場合に、税制措置が活用出来ます。

A類型：生産性向上設備

以下の要件を満たすことについて、工業会の証明を受けた設備

- ① 一定期間内（右表）に販売されたモデル（最新モデルである必要は無い）
- ② 経営力の向上に資する者の指標（生産効率、エネルギー効率、精度など）が旧モデルと比較して年平均1%以上向上している設備

設備の種類	販売開始時期
機械装置	10年以内
工具	5年以内
器具備品	6年以内
建物付属設備	14年以内
ソフトウェア	5年以内

B類型：収益力強化設備 C類型：デジタル化設備 D類型：経営資源集約化に関する設備

以下の要件を満たすことを、以下の確認機関が事前確認した上で、経済産業局の確認を受けた設備

類型	要件	事前確認期間
B類型	年平均の投資利益率が5%以上となることが見込まれる投資計画に記載された設備	税理士又は公認会計士
C類型	①遠隔操作、②可視化、③自動制御化のいずれかを可能にする設備	認定経営革新等支援機関
D類型	右表のいずれかの要件を満たすことが見込まれる投資計画に記載された設備で、経営力向上計画に事業承継等事前調査に関する事項の記載があり、事業承継後に取得を行った設備	税理士又は公認会計士

計画期間	有形固定資産回転率	修正ROA
3年	+2%	+0.3%ポイント
4年	+2.5%	+0.4%ポイント
5年	+3%	+0.5%ポイント

B類型：収益力強化設備

収益力強化設備の要件

年平均の投資利益率が5%以上となることが見込まれることにつき、経済産業大臣（経済産業局）の確認を受けた投資計画に記載された投資の目的を達成するために必要不可欠な設備

投資利益率の計算について

$$\frac{\text{「営業利益 + 減価償却費※1」の増加額※2}}{\text{設備投資額※3}}$$

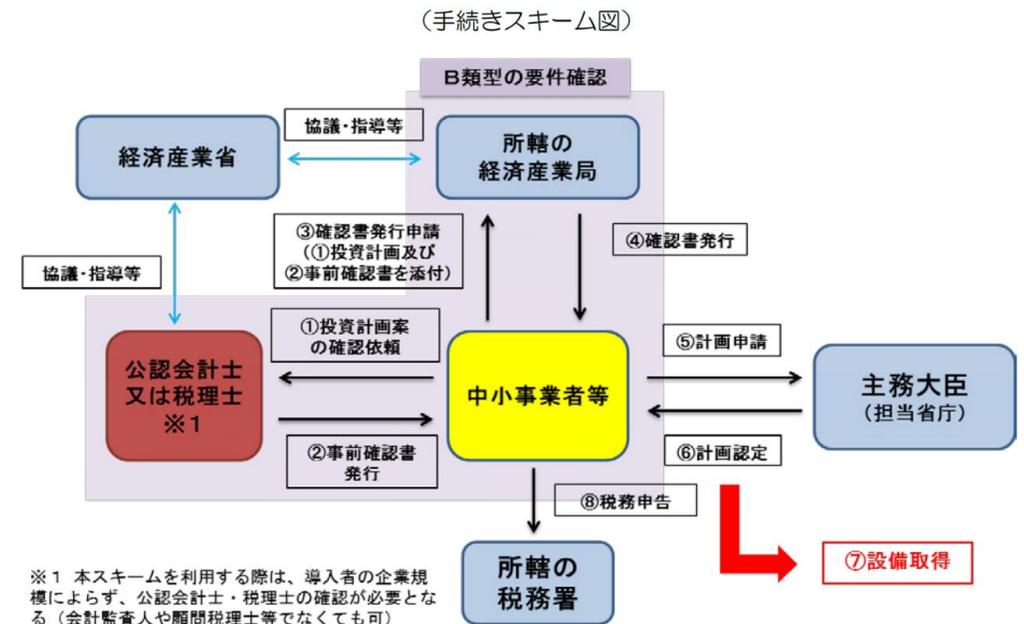
- ※1 会計上の減価償却費
- ※2 設備の取得等をする年度の翌年度以降3年度の平均額
- ※3 設備の取得等をする年度におけるその取得等をする設備の取得価額の合計額

投資計画の策定単位について

投資計画の策定単位は、収益力強化設備の導入の目的（＝事業の生産性の向上に特に資すること）に照らして、必要不可欠な設備の導入に係るものであり、その設備から投資利益率を算定する際に、追加的に生じる効果を正確に算出するために必要最小限の単位が、投資計画の策定単位です。

（例）工場の生産ラインの改善投資→生産ライン単位（工場全体に効果が出る場合は工場単位）

- ※取得する対象設備については、減価償却資産の種類によって、税制措置適用要件の最低価額がございます。
- ※B類型の申請をする際は、設備を取得する前に申請が必要となります。
- ※税制活用には、B類型の認定後、経営力向上計画の申請書を作成し、認定を受ける必要があります。



C類型：デジタル化設備

デジタル化設備の要件

事業プロセスの①遠隔操作、②可視化、③自動制御化のいずれかを可能にする設備として、経済産業大臣（経済産業局）の確認を受けた投資計画に記載された投資の目的を達成するために必要不可欠な設備

テレワーク環境の導入、販売管理システムの更新による可視化、自動チェックイン機・客室カードロック回収によるデジタル化、自動精算機導入による遠隔操作、自動倉庫化による24時間稼働

①遠隔操作、②可視化、③自動制御化について

①遠隔操作

- 1) デジタル技術を用いて、遠隔操作をすること
- 2) 以下のいずれかを目的とすること
 - A) 事業を非対面で行うことができるようにすること
 - B) 事業に従事する者が、通常行っている業務を、通常出勤している場所以外の場所で行うことができるようにすること

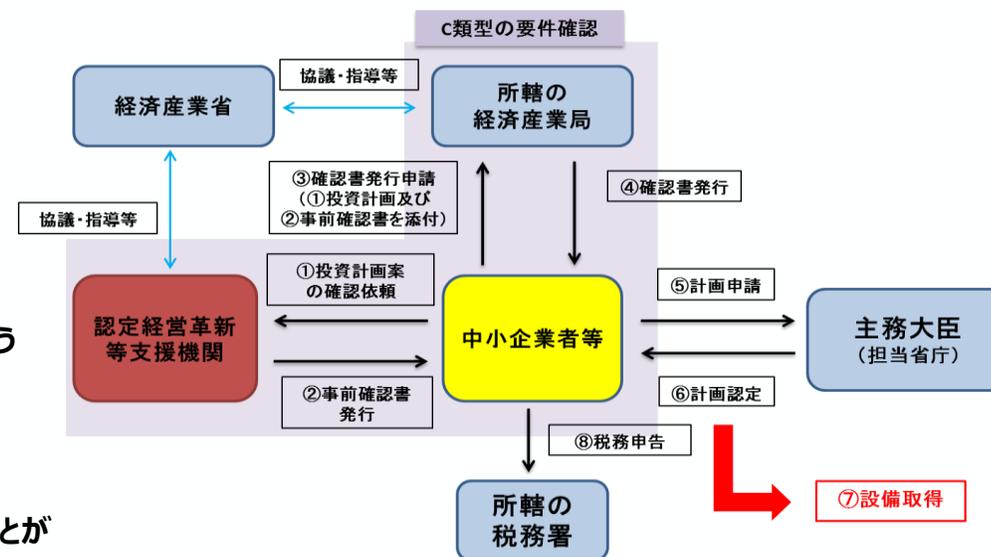
②可視化

- 1) データの集約・分析を、デジタル技術を用いて行うこと
- 2) 1) のデータが、現在行っている事業や事業プロセスに関係するものであること
- 3) 1) により事業プロセスに関する最新の状況を把握し経営資源等の最適化※を行うことができるようにすること

③自動制御化

- 1) デジタル技術を用いて、状況に応じて自動的に指令を行うことができるようにすること
- 2) 1) の指令が、現在行っている事業プロセスに関する経営資源等を最適化するためのものであること

※「経営資源等の最適化」とは、「設備、技術、個人の有する知識及び技能等を含む事業活動に活用される資源等の最適な配分等」をいいます。



D類型：経営資源集約化に資する設備

経営資源集約化に資する設備の要件

経営力向上計画に事業承継等事前調査に関する事項の記載があるものであって、経営力向上計画に従って事業承継等を行った後に取得又は製作若しくは建設をするもの

計画終了年次の修正ROA又は有形固定資産回転率が以下表の要件を満たすことが見込まれるものであることにつき、経済産業大臣（経済産業局）の確認を受けた投資計画に記載された投資の目的を達成するために必要不可欠な設備

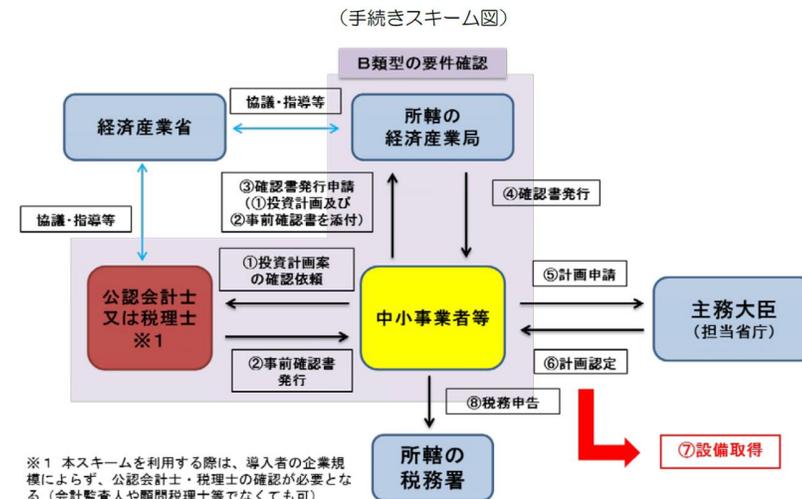
計画期間	有形固定資産回転率	修正ROA
3年	+2%	+0.3%ポイント
4年	+2.5%	+0.4%ポイント
5年	+3%	+0.5%ポイント

修正ROA又は有形固定資産回転率の計算について

$$\text{修正ROA (変化分)} = \frac{\text{計画終了年度における } \frac{\text{営業利益} + \text{減価償却費}^{\ast 1} + \text{研究開発費}}{\text{計画終了年度における総資産}^{\ast 2}}}{\text{基準年度}^{\ast 3} \text{における } \frac{\text{営業利益} + \text{減価償却費} + \text{研究開発費}}{\text{基準年度における総資産}}}$$

$$\text{有形固定資産回転率 (変化率)} = \frac{\text{計画終了年度における } \frac{\text{売上高}}{\text{有形固定資産}^{\ast 2}}}{\text{基準年度}^{\ast 3} \text{における } \frac{\text{売上高}}{\text{有形固定資産}}}$$

- ※1 会計上の減価償却費及び研究開発費
- ※2 帳簿価額を指す
- ※3 計画開始直前における事業年度の確定決算時の数値



<目次>

1. 経営力向上計画について

2. 中小企業経営強化税制について

【参考】

**中小企業の経営資源の収益化に資する税制
(M&A税制) について**

3. 令和7年度税制改正 (中小企業経営強化税制関係)

中小企業の経営資源の集約化に資する税制とは

● 経営資源の集約化（M&A）によって生産性向上等を目指す、経営力向上計画の認定を受けた中小企業が、計画に基づいてM&Aを実施した場合に、以下の措置が活用出来ます。

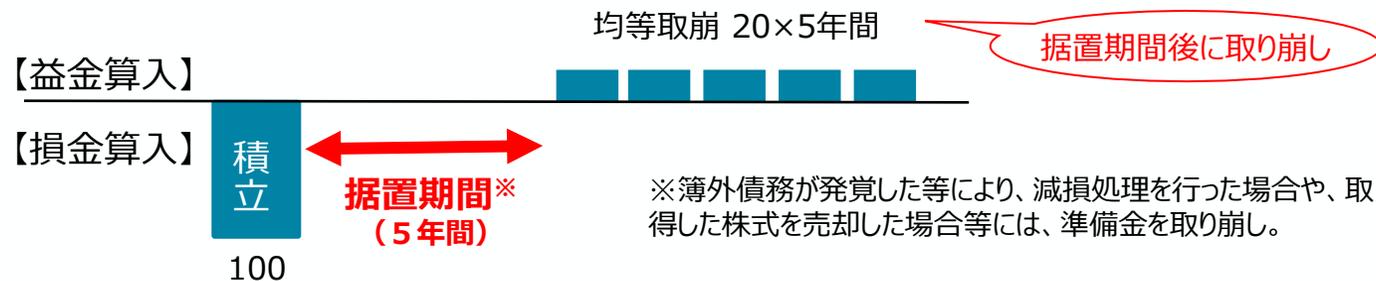
- ① 設備投資減税（中小企業強化税制：A類型、B類型、C類型、D類型）
- ② 準備金の積立（中小企業事業再編投資損失準備金）

準備金の積立（中小企業事業再編投資損失準備金）の概要

中小企業者のうち、令和7年3月31日までに事業承継等事前調査（実施する予定のDD※の内容）に関する事項が記載された経営力向上計画の認定を受けたものが、株式取得によってM&Aを実施する場合に（取得価額10億円以下に限る）株式等の取得価額として計上する金額（取得価額、手数料等）の一定割合の金額を準備金として積み立てた時は、その事業年度において損金算入できる制度です。

※DD（デュー・デリジェンス）：M&Aを実施するにあたって、買手企業が売手企業に対して、財務や法務の状況について詳細に調査すること。

- ◆ M & A 実施時 : 買手企業は株式等の取得対価の70%以下の金額を準備金として積み立て ⇒ 積立額を損金算入
- ◆ 取崩要件該当時 : 減損や株式売却等を行った場合は、準備金を取り崩す ⇒ 取崩額を益金算入
- ◆ 5年経過後 : 措置期間後の5年間にかけて均等額で準備金を取り崩す ⇒ 取崩額を益金算入



<目次>

1. 経営力向上計画について

2. 中小企業経営強化税制について

【参考】

中小企業の経営資源の収益化に資する税制
(M&A税制) について

3. 令和7年度税制改正（中小企業経営強化税制関係）

中小企業経営強化税制の拡充及び延長 ※関係法令の改正が前提

- **適用期限を2年延長**（令和8年度末（2026年度末）まで）
- 100億円企業の創出を促進するための拡充措置として、売上高100億円超の達成に向けたロードマップ作成等を要件に工場のラインや店舗等の生産性向上に係る設備導入に伴う**建物を対象設備に追加**する。
- 建物を新設した際、その年度末の**雇用者給与支給総額**が全年度と比較して**2.5%以上増加した場合**、特別償却15%又は税額控除1%、**5.0%以上増加した場合**、特別償却25%又は税額控除2%を適用する。
- 現行措置について、**C類型は廃止**、**A類型及びB類型は指標の見直し**を行う。 ※マイニングが対象外となる。

類型	要件	確認者	対象設備	その他要件
生産性向上設備 (A類型)	生産性※が旧モデル比平均1%以上向上 する設備 ※単位時間あたり生産量、歩留まり率、投入コスト削減率のいずれか	工業会等	機械装置（160万円以上） 工具（30万円以上） （A類型の場合、測定工具又は検査工具に限る）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生産性設備を構成するもの ※事務用器具備品・本店・寄宿舎に係る建物附属設備、福利厚生施設にかかるものは該当しません） ・ 国内への投資であること ・ 中古資産・貸付資産でないこと等
収益力強化設備 (B類型)	投資利益率※が年平均7%以上 の投資計画に係る設備 ※起算に使う期間は、投資する設備中の最長の減価償却期間に合わせる	本社所在地の経済産業局	器具備品（30万円以上） 建物附属設備（60万円以上）	
経営資源集約化設備 (D類型)	修正ROA又は有形固定資産回転率が一致割合以上 の投資計画に係る設備		ソフトウェア（70万円以上） （A類型の場合、設備の稼働状況等に係る情報収集機能及び分析・指示機能を有するものに限る）	
経営規模拡大設備 (B類型の拡充)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 投資利益率が年平均7%以上 ・ 売上高100億円超を目指すロードマップの作成 ・ 売上高成長率年平均10%以上を目指す ・ 前年度売上高10億円超90億円未満 ・ 最低投資額1億円 OR 前年度売上高5%以上 ・ 賃上げ率2.5% OR 5.0%以上等 <small>※拡充措置の認定を受けた法人は、投資計画の期間中は中小企業投資促進税制と少額減価償却資産の特例の適用不可。</small>		機械装置（160万円以上） 工具（30万円以上） 器具備品（30万円以上） ソフトウェア（70万円以上） 建物及びその附属設備（1,000万円以上） （生産性向上に資する設備の導入に伴って新增設される建物及びその附属設備に限る） ※税制対象の設備投資総額の上限は、60億円	

※1 発電用の機械装置、建物、建物附属設備については、発電量のうち、販売を行うことが見込まれる電気の量が占める割合が2分の1を超える発電設備等を除く。また、発電設備等について税制措置を適用する場合は、経営力向上計画の認定申請時に報告書を提出する必要があります。

※2 医療保健業を行う事業者が取得又は製作をする器具備品（医療機器に限る）、建物、建物附属設備を除く。

※3 ソフトウェアについては、複製して販売するための原本、開発研究用のもの、サーバー用OSのうち一定のものなどを除く。

※4 コインランドリー業（主要な事業であるものを除く。）の用に供する資産でその管理のおおむね全部を他の者に委託するものを除く。

経営力向上計画の作成にあたっては、最新の「**経営力向上計画策定の手引き**」**「中小企業経営強化法に基づく支援措置活用の手引き**」を必ずご確認ください。

中小企業庁 経営強化法による支援

検索

令和4年8月31日
※本手引きは予告なく修正されることがありますので、必ず中小企業庁HPに掲載されている最新版をご確認ください。

中小企業庁

- 中小企業等経営強化法 -

経営力向上計画策定の手引き

目次

1. 経営力向上計画の概要	2. 手続き方法
(1) 制度の概要・・・P.1	(1) 経営力向上計画の策定申請様式の記載方法・・・P.4
(2) 制度利用のポイント・・・P.1	(2) 経営力向上計画の申請・・・P.12
(3) 制度活用の流れ・・・P.2	(3) 変更申請・・・P.14
(4) 特定事業者等の範囲・・・P.3	

3. よくあるご質問・・・P.17

4. ホームページ・問い合わせ先・・・P.24

令和4年4月1日版
※本手引きは予告なく修正されることがありますので、必ず中小企業庁HPに掲載されている最新版をご確認ください。

中小企業庁

中小企業等経営強化法に基づく支援措置活用の手引き

(令和4年度税制改正対応版)

目次

1. はじめに	2. 事業承継等に係る登録免許税・不動産取得税の特例
中小企業等経営強化法に基づく支援措置・・・P.1	(1) 制度の概要・・・P.13
	(2) 適用手続き・・・P.14
2. 税制措置	3. 中小企業事業再編投資損失準備金
① 中小企業経営強化税制	(1) 制度の概要・・・P.15
(1) 制度の概要・・・P.2	(2) 適用手続き・・・P.17
(2) 適用手続き・・・P.3	4. 金融支援
A類型：生産性向上設備・・・P.3	(1) 各種金融支援の概要・・・P.18
B類型：収益力強化設備、D類型：経営資源集約化に資する設備・・・P.5	(2) 適用手続き・・・P.22
C類型：デジタル化設備・・・P.8	5. 法的支援
	(1) 各種法的支援の概要・・・P.22
	(2) 適用手続き・・・P.23
	6. ホームページ・問い合わせ先・・・P.27

● 当局のHPでは、申請書作成から提出までの流れが分かるとともに必要書類の入手が可能です。

関東経済産業局 向上計画の申請

検索

● 関東経済産業局の「note」では、経営力向上計画の活用事例を掲載しております。

関東経済産業局 note

検索